

IFRSの収益認識基準で 債権債務を一致させることが できるのか

～国際的な債権認証機構活用の仮説～

萬成 力

三洋電機株式会社 海外営業本部 経営管理部長

収益計上に関するED（公開草案）

昨年あたりから各企業ともIFRS導入に向けた準備を始めたようである。最近IFRSのセミナーが盛況である。セミナーで取り上げられている演題の中で、とりわけ我々のような物販を行っている事業会社にとって関心の高いのが収益計上基準ではないだろうか。「IFRSへの移行に伴い、物販の収益計上基準が出荷から着荷に変わる」という議論や「そうではなくて、従来の日本基準でも基本は着荷基準であるが、一部では実務慣行として出荷基準が用いられている」というような議論、あるいは「期末数日を見做し積送期間として連結決算上の修正仕訳を入れて着荷基準に修正する事に対応可能」などの議論が見られる。

そんな中で、収益計上に関して六月に米国FASBと欧州のIASB共同で「Revenue from Contracts with Customers」およびED（Exposure Draft：公開草案）が出され、一〇月二二日を期限として広く意見を求めている。個々の売買契約に基づいて、契約上の履行義務ごとに収益を認識しようという趣旨であるが、厳格に運用しようとする各社で実務上、

多くの問題が生じそうだ。是非とも各社で議論の上、実務上の問題点について意見を出していただければ有難い。

売掛金管理と入金情報

さて、今回のEDでより明確になったように、物販の場合、個々の取引は契約に基づく相対取引であるから、基本的には商品を購入する得意先が債務を認識する時点で、債務を認識した金額で販売側も債権を計上するのが望ましいように思われる。

しかしながら、得意先がどう考えているかを把握することは不可能であるため、期末の売掛金の照合では必ず差異が出てしまうし、期待している金額と入金金額とは一致しない。入金内容に関する情報が入金に添付されないために、売掛金の消込み担当者には相当のフラストレーションを抱えてしまうことになる。これを救うのが、入金情報である。

この事情はこの会社でも同じと見えて、最近になって送金の際に送金内容のデータを同時に送信するための仕組み作りが盛んになってきている。小切手が決済の中心的な役割を果たしてきた米国等では、小切手上に記載されていた情報をもとに債権

の消込みを行ってきた。決済と付帯情報を一緒に運ぶという小切手のコンセプトを引き継いで、支払い情報を送金時に送信できるのがACH（Automatic Clearing House）と呼ばれる仕組みである。データのフォーマットが決められていて、支払い対象となる請求書の番号金額や支払いから差し引いた現金値引きなどの内容が記載できるようになっている。最近では紙ベースで発行された小切手が銀行に持ち込まれると、スキャナーで画像化されて、発行銀行に提示されるACHで決済される。PayPalなどのネット決済やカード決済もACHを通じて銀行決済を行うのが主流となってきた。大量のデータを決済と一緒に安価で（件あたり二〇セント程度）送れるのが魅力である。

今年の五月から米国と欧州二カ国の間で、ACH（International ACH）が実働した。国際間の取引件数の増加によって、支払情報を同時に送信するというニーズが増大しているであろう。残念ながら日本でそのような動きがあるということをお聞きできない。米国では、連銀がイニシアチブを取って、EFT（電信送金）への送金データ添付が今年中には実現するようである。このあたりの事情は、当

誌二月号の山田隆人氏の記事に詳しく紹介されているのでそれを参照していただきたい。

効率化を阻害する要因

送金情報を入金時に入手できれば、確かに売掛金の消込みは随分楽になるが、果たしてこれがベストの解決法なのだろうか。これではまだ決算時の売掛金の照合の際に出てくる差異は解決できていない。販売側が最も知りたいのは、得意先がいつ、いくら、どの取引代金を支払ってくれるのかという情報であろう。RosettaNet(電子商取引の標準化団体)を主導する欧州のある先進的な企業では、RosettaNetのPIP(Partner Interface Process)を使って、検取通知と支払予定情報を仕入先に伝達しているので、仕入先側では検取データを元に売上を自動計上すれば、期末の売掛金は必ず一致するし、いつ、いくら入金するのも確実に把握することができる。

すれば、他方は損をする場合が多く、WIN-WINになるのは困難である。これが企業を跨ぐFinancial Supply Chainの効率化を阻害している要因だと筆者には思われる。

国際債権認証機構(仮称)の登場

それでは解決法はないのか。ここからは筆者の勝手な思い込みである。ここで第三者機関である国際債権認証機構(仮称)が登場する。仮に売り手(販売側)が出荷した際、そのデータを得意先(仕入側)に送るときに国際債権認証機構を通したとしたらどうだろうか。同機構には、前もって両社間の取引条件が取引契約書をもとに登録されている。同機構では、販売側からのデータを個別販売契約成約に到る待ちうけデータとして扱い、条件を満たした時点で販売側と仕入側双方に通知、そのデータを元に販売側も仕入側も同時に売掛金・買掛金をそれぞれ計上する。

同機構はあくまで中立的な機関であって、第三者からの書類データを直接入手して債権債務の確定を
認証するのである。同機構の認証は法的に有効であり、債権者としての地位は保証される(決して優先権ではない)。どのような条件で取引を行うかが、相手側の債務と一致していることが保証されているので、今回EDで提案されている新しい収益認識基準も楽々クリアできるだろう。残高確認も一々、相手方に確認しなくとも同機構のWEBサイトにログインすれば足りる。

債権流動化にも活用可能

債権の流動化も楽になる。請求権と相手先が確定しているから、安心して債権を購入することができる。会社更生や民事再生時の債権者探しも楽になる。どのような仕掛けで実現するのか。膨大なデータが行き来するので、仕組みはACHのネットワークを真似る。販売側から同機構へは、あらゆる得意先に対するその日の販売データがバッチで送信される。同機構では、それぞれの得意先との間の契約書上の販売条件と照



合して取引成立を認証し、各得意先に別にかけてデータをまとめ、認証データを得意先と販売側とにバッチで送信する。L/Cから信用供与部分を外した審査機能を想像してもらえばよい。昔、今はもうないFirst Chicago銀行と弊社が共同でLI(Letter of Instruction)という仕組みを開発運用していたが、すごくる使い勝手がよかった。PO残管理、支払入金管理を銀行側で代行、Trade Financeまでつけて貰って、当社はそれをWEB上でもらって伝票処理するだけ。そんな使い勝手が実現できればいいなと思う。

既存の組織ネットワークを使うとしたらSWIFT*は有力な候補となろう。信頼ある閉ざされたネットワークを決済時に使用するだけではもったいない。受発注や請求データなど、Financial Supply Chainのものと上流のデータとビジネス全体に扉を開いてもらえれば、十分に有力な母体の候補者になりそうだ。

勝手な妄想だが、実現すれば案外いろいろな問題が解決するかもしれない。

(注)本稿の中で示された内容や意見は、三洋電機の公式見解を示すものではありません。
*SWIFT(Society of Worldwide Interbank Financial Telecommunication) : 10カ国、地域を9,000以上の金融機関が加盟、加盟メンバー間の国際決済システムを提供している団体。